

国際運輸労連 (ITF)  
第 43 回世界大会  
2014 年 8 月 12 日、ソフィア  
船員部会総会

報告書

船員部会総会は 2014 年 8 月 12 日に開催された。

**議題 1: 報告者の選出**

デイブ・ハインデル(米国)が報告者に選ばれた。

マルセル・ファン・デン・ブローク (オランダ) とマイク・マーフィー (米国) が投票立会人に選ばれた。

カム・スン・ファット (シンガポール) とヘンリック・バーロウ (デンマーク) が投票集計人に選ばれた。

**議題 2: 大会テーマ文書**

総会参加者は、既に全体会議で全会一致で採択されている、大会テーマ文書に明記された戦略を歓迎した。

**議題 3: 4 カ年活動計画**

部会の 4 か年の活動計画と優先課題に関して多くの発言が議場からなされ、主に下記の点が提起された：

- かつて闘いの末に勝ち取った年金や手当などの労働条件を退歩させようとする攻撃的な使用者に対応する。
- 青年労働者を組合に勧誘する。
- 青年女性労働者を含め、より多くの女性に組合の活動に積極的に関与してもらおう。
- 配乗、疲労、スキルのある訓練生の不足問題
- 特にアフリカで石油・ガス産業を引き続き優先活動分野とするべきだ。

- アフリカ地域での雇用不足に対応する必要がある。雇用機会を広げるために必要なスキルと訓練のマッピングを実施するための支援要請があった。
- 異なる交通運輸産業間の産業横断的な関係づくり
- 無資格かつ訓練を受けていない船員の勧誘
- 上乗り要員を活用することによる、配乗レベルの引き下げ

総会参加者は、船員部会の優先課題を提案通り採択した。

#### 議題 4: 動議

総会は、決議委員会から付託された以下の動議を検討した：

##### 第 4 号動議：ギリシア人船員の基本的権利に対する攻撃

総会は提案通り、本動議を採択した。

##### 第 19 号動議：船員の福利

動議の提案者が現れず、本動議は採択されなかった。

##### 第 20 号動議：船内の業務、疲労、配乗

総会は、以下の修正をもって本動議を採択した：

第 1 段落：過少員数と長時間労働を原因とする過重労働や疲労の結果として生じる職務遂行能力の低下は、海事産業に蔓延する問題であり、船員の命や船舶の安全、海洋環境を危険にさらす事故につながることを認識し、

第 6 段落 3 項：ITF 書記局および ITF 加盟船員組合は、各国の規制当局が配乗基準設定に関する新規定を全面的に実施すること、および最小安全配員を設定する上で考慮された運航要件あるいは制限および勤務時間の短縮について、透明性の確保された方法で示している文書を船内に備置しておくことを主張する

修正後の動議を別紙 2 として添付する。

## 第 21 号動議：船員の公正な処遇

総会は、以下の修正をもって本動議を採択した：

第 3 段落：経験を積んだ多くの職員や乗組員船員が、特定のポート・ステート（入港国）に入港する船舶への乗船を、船員に敵対的な環境を理由に、拒否していることに留意する。

修正後の動議を別紙 3 として添付する。

## 第 22 号動議：雇用詐欺

総会は提案通り、本動議を採択した。

## 第 23 号動議：欧州の海運

総会は提案通り、本動議を採択した。

## 第 24 号動議：特にパキスタンに関する商船の危機

総会は提案通り、本動議を採択した。

## 議題 5: 選挙

以下の役員が拍手をもって選ばれた：

議長	David Heindel (SIU、米国)
第 1 副議長	Tomas Abrahamsson (SEKO、スウェーデン)
第 2 副議長	Dr Conrad Oca (AMOSUP、フィリピン)
女性代表	Lena Dyring (NSU、ノルウェー)
青年代表	Lars Turner (IOMMP、米国)

総会参加者は別紙 1 の船員部会委員会の構成に合意した。

## 議題 6: その他

### ノルウェー第二船籍 (NIS)

総会参加者は、ノルウェーの状況について報告を受けた。現在、委員会が立ち上り、ノルウェー領海とノルウェー大陸棚でノルウェー第二船籍 (NIS) の運航を許可する可能性を検討している。この委員会の報告書が 2014 年 9 月 1 日に出される予定だ。この緊急性を考慮し、船員部会総会はノルウェーの組合と相談の上、この状況に対応する上で必要な全ての方策を取る権限を FPC の共同議長に与えることに合意した。

### シェンゲン査証

ロシア船員組合 (SUR) の発言に基づき、総会は EU 諸国を通過中の船員や、職業上の義務から船舶を訪れたり、離れたりする船員を含め、全ての船員の上陸の迅速化が極めて重要である点に合意し、シェンゲン査証規則 539/2001 号の簡素化と ILO185 号条約の批准が必要であることを認識した。

### エボラ出血熱

USPOGUL のグエー・フリーマン(リベリア)がエボラ出血熱の蔓延が西アフリカへ向かう船に乗船する船員にも危険を及ぼしている点に留意するよう、総会に要請した。また、アフリカ地域の意識向上プログラム立ち上げのための会議を 2014 年 9 月 1 日に開催する予定だと述べ、ITF 地域事務所を通じた支援を要請した。総会参加者はこの会議に関するより詳細な情報を書記局に送るよう要請した。

### いじめと嫌がらせ

マーク・ディキンソン (英国ノーティラス) が、ノーティラスが作成していた資材がこの度完成し、利用できる点に留意するよう総会に要請した。同資材は最善慣行を掲載し、短編映画も包括している。

船員部会委員会  
2014年8月12日時点

船員部会役員	
議長	David Heindel (SIU、米国)
第1副議長	Tomas Abrahamsson (SEKO、スウェーデン)
第2副議長	Dr Conrad Oca (AMOSUP、フィリピン)
女性代表	Lena Dyring (NSU、ノルウェー)
青年代表	Lars Turner (IOMMP、米国)
アフリカ・アラブ	
議長	Joachim Mel Djedje-Li (SYMICOM, コートジボワール)
副議長	Adeola Olusola Sadiq (NMNOWTSSA, ナイジェリア)
副議長	空席
副議長(アラブ地域)	空席
アジア太平洋	
議長	森田保巳 (全日本海員組合、日本)
副議長 (東南アジア)	Thomas Tay (SMOU, シンガポール)
副議長 (南アジア)	Abdulgani Serang (NUSI, インド)
副議長 (南太平洋)	Helen McAra (NZMSG, ニュージーランド)
欧州 (ETF 海運部会)	
議長	Agis Tselentis (PNO, ギリシャ)
副議長	Jacek Cegielski (NSZZ, ポーランド)
副議長	Yuri Sukhorokuv (SUR, ロシア)
アドバイザー	Remo di Fiore (FIT-CISL, イタリア)
アドバイザー	Mark Dickinson (NI, 英国)
アドバイザー	Tomas Abrahamsson (SEKO, スウェーデン)
中南米・カリブ	
議長	Severino Almeida (CONTTMAF, ブラジル)
副議長	Enrique Omar Suarez (SOMU, アルゼンチン)
副議長	Michael Anisette (SWWTU, トリニダード・トバコ)
副議長	Julia Becerra (CCUOMM, アルゼンチン)
北米	
議長	Jim Given (SIU, カナダ)
副議長	Mike Murphy (AMO, 米国)
副議長	Marshal Ainsley (MEBA, 米国)

## 第 20 号動議：船内の業務、疲労、配乗

2014 年 8 月 10～16 日にソフィア（ブルガリア）で開催された第 43 回 ITF 世界大会は、

1. 過少員数と長時間労働を原因とする過重労働や疲労の結果として生じる職務遂行能力の低下は、海事産業に蔓延する問題であり、船員の命や船舶の安全、海洋環境を危険にさらす事故につながることを認識し、
2. さらに、各国政府は、競争優位を確保し、船籍登録を誘致するために、配乗基準を非現実的なまでに低く設定していることが多い点に留意し、
3. 十分かつ効果的・効率的な配乗を行い、船舶の安全・安定、海上における安全航行・運航、港湾における安全な運航、負傷または人命の損失の防止、海洋環境および財産の損害回避、疲労回避を通じた船員の福利・健康を確保するために、特定の船舶の船内に存在する実際の運航条件を考慮した「最小安全配員原則」に関する決議 A. 1047(27)（2014 年 1 月 1 日に発効）を国際海事機関（IMO）が最近、採択し、過少員数の問題に対応したことに留意し、
4. さらに、IMO は、これに伴い、各国政府が IMO 決議 A. 1047(27)の「最小安全配員原則」を考慮した、透明性のある手続きに従って、配乗基準を定めることを求めるために、SOLAS 条約 V 章 14 規則を改定したことに留意し、
5. 全ての船主および政府が、船内の実際の運航条件を考慮した適切な配乗基準を、監視可能な透明性の確保された手続きによって設定するための新規定を完全に認識しているわけではない、あるいは積極的に実施するわけではないことを懸念し、
6. 以下を要請する。
  - ITF 書記局は、配乗基準を決定するための新たな国際基準を全ての ITF 加盟船員組合に完全に認識させる。

- ITF 書記局は、船主や旗国の配乗基準設定主管庁が開かれた透明性のある手続きを通じて、これらの新国際基準を遵守するよう、運動を開始する。
- ITF 書記局および ITF 加盟船員組合は、各国の規制当局が配乗基準設定に関する新規定を全面的に実施すること、および最小安全配員を設定する上で考慮された運航要件あるいは制限および勤務時間の短縮について、透明性の確保された方法で示している文書を船内に備置しておくことを主張する。

提案者

ITF 海事安全委員会を代表して、米国海事職員組合（AMO）のマイク・マーフィーが提案

## 第 21 号動議：船員の公正な処遇

2014 年 8 月 10～16 日にソフィア（ブルガリア）で開催された第 43 回 ITF 世界大会は、

1. 上陸休暇という基本的人権を奪われたり、海難事故の捜査中に基本的かつ正当な法的保護を拒否されたりする問題が続いていることで、船員の採用・維持に影響が及んでいることを認識する。
2. 船員の公正な取扱いの欠如は、国際貿易が依存する海上労働力の将来の質に影響を及ぼすとともに、海運や環境の将来的安全を脅かすことを認識する。
3. 経験を積んだ多くの船員が、特定のポート・ステート（入港国）に入港する船舶への乗船を、船員に敵対的な環境を理由に、拒否していることに留意する。
4. 船員は独特の弱い立場に置かれていることを懸念する。仕事の性質上、一度の航海で多数の国の法制度に直面することもある。事故の際は、外国で不慣れな、あるいは未知の法律や手続きの下で、尋問を受けたり、刑事責任を負わされたりする可能性がある。一部の国においては、船員の側に犯意や過失が一切ない事故においてでさえ、刑事訴追される可能性がある。
5. 海洋汚染絡みの注目を集める事故においては、訴追の目的が、当該政権の政治的なニーズを満たすために、責任を押し付ける文化の中で、スケープゴートを見つけ出し、処罰する必要性があるためであることもある。あるいは、訴追の動機が、国自身の事故の責任から世間の目を逸らすためであることもある。その結果、船員は、正義の追及を主目的としない、政治的な見せしめ裁判で裁かれることとなりかねない。このような行為は、海事産業全体の評判を汚し、公正な正義ではなく、政治的な動機に資することとなる。

6. 外国で、政治的な圧力がかかっているかもしれない環境にいる船員個人に対して、国家の全権力・資源が向けられる場合は、適正手続きの保障という基本的人権の尊重を確保することが切実に求められることに留意する。
7. 8年前の2006年4月の国際海事機関（IMO）第91回法律委員会において、「船員の公正な取扱い」の原則を定義する決議が採択され、ガイドラインの継続的見直しが合意されたことを想起する。
8. IMO加盟国による、「船員の公正な取扱い」に関するガイドラインの採択および実施は、満足なものとは言えないことは明らかである。ガイドラインの継続的見直しは、満足いかない状況が続いていることに対して、行動を起こすことを示唆している。
9. よって、海難事故の際の「公正な取扱い」の原則を見直すだけでなく、その範囲を拡大し、上陸休暇や陸上施設を利用する権利を含めるとともに、「船員の公正な取扱い」に関する原則を国策事項として採用、実施することを加盟国に求めることで、ガイドラインの強制適用を達成する方法に焦点を当てるため、「船員の公正な取扱い」に関するIMO/ILO合同特別専門家作業部会の再開に向けて、ITF書記局が必要なあらゆる行動を取ることを決議する。

提案者：

ITF 海事安全委員会を代表して、米国海事職員組合（AMO）のマイク・マーフィーが提案